

参 考 資 料

1	社団法人全国高等学校文化連盟（全国高文連）の概要	・ ・ ・ ・	1
2	同連盟の主な事業		
3	現在の課題	・ ・ ・ ・	2
4	全国高文連の説明	・ ・ ・ ・	3
5	学習指導要領における教科以外の教育活動の推移	・ ・ ・ ・	4
6	現在の部活動について	・ ・ ・ ・	6

社団法人全国高等学校文化連盟
会 長 伊 藤 勝
(岩手県立盛岡第四高等学校長)

文化審議会参考資料

1 社団法人全国高等学校文化連盟(全国高文連)の概要

(1)	目的	全国高校生の芸術文化活動を広く支援する文化団体
(2)	組織	都道府県高等学校文化連盟（47都道府県） 専門部（18専門部） 事務局（嘱託職員5名 週4日勤務）
(3)	沿革	昭和61年2月 全国高等学校文化連盟設立 平成13年4月 社団法人となる。
(4)	運営費	文化庁負担金 都道府県高文連会費 民間団体及び企業の助成金、協賛金

2 主な事業

事業名		事業内容
(1)	全国高等学校総合文化祭	毎年8月上旬に都道府県の持ち回りで開催 平成17年：第29回青森大会 平成18年：第30回京都大会
(2)	全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演	毎年8月末に国立劇場大ホールで、全国高等学校総合文化祭演劇・日本音楽・郷土芸能部門の優秀校各4校が出演 今年は第17回
(3)	全国高等学校文芸コンクール	小説・評論・随筆・詩・短歌・俳句・文芸部誌の7部門。 毎年9月募集、12月表彰式 今年第21回
(4)	高校生文芸道場	全国8地区でのブロック大会 総合大会は12月に東京で開催 今年第8回
(5)	国際交流	全国高等学校文化連盟と韓国青少年連盟との団体間交流 2005年からスタート。互いのイベントに招待、交流
(6)	全国高等学校将棋新人大会	男女個人戦 毎年1月下旬 都道府県持ち回りで開催 今年第15回
(7)	全国高等学校小倉百人一首かるた選手権大会	学校別対抗戦 男女個人戦 毎年7月下旬 滋賀県大津市で開催 今年第28回

3 全国高文連の課題

- (1) 財政基盤の確立
 - 新規協賛企業の開拓
 - 収益事業の開発

- (2) 全国高等学校総合文化祭に係ること
 - 皇室ご臨席の要請
 - 近県合同開催の可否（開催地負担の軽減のため）

- (3) 優秀校東京公演に係ること
 - 運営の民間委託の可否
 - 費用負担の見直し（参加者負担額の見直し）
 - 他事業への転換の可否

- (4) 新規事業に係ること
 - 高校生国際交流事業

- (5) 広報・サービス活動に係ること
 - 新聞、テレビへの情報提供
 - イベントのネット配信

【参考資料】

1 全国高文連組織（平成17年度資料による）

- ・47都道府県高文連が加盟
- ・専門部 18専門部
- ・加盟校数 5,309（全国高校数5,958のうち）
- ・加盟率 89%（最高100%～最低64%）
- ・加盟生徒数 2,867,721人

2 高校生の部活動の概要

高校生の部活動は、高等学校文化連盟（高文連）、高等学校体育連盟（高体連）、高等学校野球連盟（高野連）の事業・大会の中で展開されている。

とはいえ、高校生の文化活動は高体連、高野連と違い高文連以外の文化団体が主催する事業で展開される場合も多い。例えば全日本合唱連盟、全日本吹奏楽連盟、NHK等が主催する大会等である。

3 発表・活動の場の提供

高校生の文化活動の集大成を発表する場合、文化施設等の場の提供が不可欠である。各都道府県高文連は教育委員会に事業の主催に入ってもらうなどして経費の節減に努めている。しかし、学校独自で施設を借用する場合などは学校の負担が大きくなる。

全国高文連主催の大会や発表会の場合も事情は同じである。国の財政支援や協賛団体の新規開拓により、高校生の文化活動発表の場の確保拡大に努めたい。

4 地域と文化活動

高校生の文化活動は地域の支援で成り立っていることが多い。指導者も教員以外の地域の方に依頼していることもある。また地域には特有の文化が根付いており、高校生が積極的に地域文化を吸収、継承できる環境整備を図っていくことが大切である。

5 国際交流事業

これまでも全国高総文祭の場で高校生の国際交流は行われていたが、昨年度から全国高文連は韓国青少年連盟と団体同士の交流を始めている。両団体が派遣・招聘の窓口となり日韓両国の高校生文化交流を推進し、日韓友好の一助となればと願っている。

昨年は招聘1回、派遣2回の交流ができた。今年度は招聘、派遣とも2回を計画している。将来的には他のアジア諸国や欧米諸国との交流も視野に入れ、文化を通じた国際親善に寄与したいと考えている。

学習指導要領における教科以外の教育活動

文責 岩手県立盛岡第四高等学校 伊藤 勝

	小学校	中学校	高等学校
昭和33年 1958年	道徳	道徳、特別教育活動（生徒会活動・ クラブ活動 ・学級活動）	特別教育活動（ホームルーム活動・生徒会活動、 クラブ活動 ）
		「特別教育活動」に関する記述に「民主的」・「民主主義」という言葉が消え、「所属する集団の（中略）向上発展に尽くす」ことの文言がでた。 また、クラブ活動に生徒指導の側面が求められたことなど、教師・学校の指導のもとでの活動が言われている。	中学校に準ずる 以下 同
昭和44年 1969年	道徳	道徳、特別活動〔生徒会活動（学級活動・生徒会活動・ クラブ活動 ）学級指導・学校行事〕	ホームルーム・生徒会活動・ クラブ活動 、学校行事
		「クラブ活動」は「全生徒が文化的、体育的、または生産的な活動を行うこと」とされ、生徒は毎週1単位時間を参加した。 また、「放課後に行われてきたクラブ活動は、学習指導要領に示された教育課程の基準としての内容のクラブ活動には含まれない」（『中学校指導書 特別活動編』文部省1970）とされ、制度上は、「部活動」と「クラブ活動（＝必修クラブ）」になった。 「部活動」は、「教育課程の基準としては示していない（中略）学校の管理下で計画し実施する教育活動」で「クラブ活動と関連が深く」、「適切に実施できるように配慮する必要がある」もの（同上）となった。	
昭和52年 1977年	道徳、特別活動〔児童活動（学級活動・児童会活動・ クラブ活動 ）学校行事・学級指導〕	道徳、特別活動〔生徒会活動（学級活動・生徒会活動・ クラブ活動 ）学校行事・学級指導〕	特別活動（ホームルーム・生徒会活動・ クラブ活動 ・学校行事）
		44年と同じ。	

<p>平成元年 1989年</p>	<p>道徳、特別活動〔児童活動（学級活動・児童会活動・クラブ活動）学校行事〕</p>	<p>道徳、特別活動（学級活動・生徒会活動・クラブ活動・学校行事）</p> <p>「部活動に参加する生徒については、クラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部または全部の履修に替えることができる」とされた。「ゆとり教育」の中で、さまざまな活動時間を工夫する必要があったことによると思われる。 部活動を学校で実施する教育課程上の根拠は得られることになったが、「必修クラブ」と「部活動」の違いが不明瞭なものとなったことは否めない。 さらに高度な技術習得志向とレクリエーション志向の二極化が進み、部活動の運営が困難になったとの指摘もある。</p>	<p>特別活動（ホームルーム活動・生徒会活動・クラブ活動・学校行事）</p>
<p>平成14年 2002年</p>	<p>道徳、特別活動（学級活動・児童会活動・クラブ活動・学校行事）総合的な学習の時間</p> <p>「クラブ活動」については、学校や地域の事情等を考慮しつつ、児童の興味・関心を踏まえて計画的に実施できるよう、学校において適切な授業数を充てるようにする</p>	<p>道徳、特別活動（学級活動・生徒会活動・学校行事）総合的な学習の時間</p> <p>全国のほとんど全ての中学校・高等学校において「部活動」が実施されていることから、特に教育課程上「クラブ活動」を規定しなくても、実際的な教育活動としては進められている、として「特別活動」から「クラブ活動」を廃止した。これは、完全学校週五日制の実施、総合的な学習の時間の創設にも考慮したものである 現在、法的・制度的な規定がないところで、保護者の理解を得て学校の教育活動として推進しているが、教員の勤務等において不合理も生じている。</p>	<p>特別活動（ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事）総合的な学習の時間</p>

現在の部活動についての1校長の感想

1 クラブ活動・部活動の考え方

「クラブ活動」「部活動」は、これまでも教育課程のなかに必ずしも安定的に位置づいていたわけではない。しかし、学校教育のなかではしっかりと根付き、大きな成果を上げてきた。

現在、大衆化した社会の下で価値の多様化、情報化社会への移行に加え、日本社会が少子・高齢化へと加速するなかで、学校教育のあり様やその果たす役割も大きな転換を求められている。即ち、教育が学校教育を中心として考えられていた時代から、時代の変化に対応して生涯にわたって学び続ける生涯学習社会へと転換が求められているといえる。

こうした状況の中で、学校教育が子どもたちが生涯にわたって学び続ける基礎・基盤づくりとしての役割を担うとともに、学校は教育機能を地域社会に開き、保護者、地域社会と連携して子どもの「生きる力」を育成する機関として位置づけされる。

クラブ活動・部活動もまた、教育課程における他の教科と相伴って、子ども達が生涯にわたって、心身共に健康で文化やスポーツを楽しみ、意義ある実り多い人生を送ることに資するものでなければならない。

2 学習指導要領における部活動の位置づけ

平成14年度実施の学習指導要領は、「学級活動」「生徒会活動」「クラブ活動」「学校行事」の四つの活動から成る従来の「特別活動」から、中学校及び高等学校の「クラブ活動」を廃止し、この結果、部活動は実態としては各学校で維持されているが、そのとらえ方が多様になっている。

部活動に関する教育課程審議会の答申には、「放課後の部活動や学校外活動との関連や、今回創設される『総合的な学習の時間』において生徒の興味・関心を生かした主体的な学習活動が行われることなどを考慮し、部活動が一層適切に行われるよう配慮しつつ、廃止することとする」とあり、部活動の位置を重要視している。

しかし、この表現は、学校の放課後の多様な教育活動の一つとして部活動を考えるという解釈もできるし、教育課程上は部活動を実施しないことも可能である。従って、学校教育の中で積極的に部活動の位置づけを明確化できるとは限らない。ここから、生徒の放課後の活動を支援する体制を、例えば社会教育に求めたいとする要望も出てくる。

3 教員をめぐる状況と意識の変化

少子化の進展により学校規模が縮小し、部活動に参加する生徒の絶対数も減少、活動の数・量ともに制限せざるを得ない実態にある。同時に、学校に所属する教員数が減少し、また、若い教員の採用が少ないことから教員が高齢化して、自校の全ての部活動を指導できる教員数を確保することに困難を来している。

学校週五日制、総合的な学習の時間などの改訂、ゆとりの中での学力向上など、次々と打ち出されるの方針のもと、教員は

多忙を極め、自らの「ゆとり」がなくなっているのが実態でもある。また、「クラブ活動」の廃止、教員評価の実施などは、教員の本来業務は教科指導であるとの意識を強め、本務外と考えられる業務に対しては消極的にならざるを得ない傾向も助長している。限られた時間の中で十分な教科指導や担当業務を遂行しようとするれば、本務外の業務に時間をかけるゆとりがなくなることは当然であろう。

さらには、指導する教員の部活動に対する認識も一様ではない。私的な生活時間を確保・充実したいと考える若い教員の増加は、部活動の指導は教員ならば当然、として教員生活を続けてきた年輩の教員との意識のずれも生じている。学校教育に関する考え方や、指導に対する意識と情熱も教員によって温度差があり、良くも悪くも一様ではない。特に部活動の指導については、本務外との認識が強くなっていく中で、部顧問を担当してもらうことも容易ならざる現実がある。

また、勤務の厳正を求められれば、教育課程外である部活動に対しては消極的にならざるを得ないし、放課後、勤務時間外の指導の取り扱いも問題なしとしない。「学校において計画する教育活動の一つ」とは言いながら、教育課程に位置づけられていない業務のために「出張」や「勤務」を命じることができるかどうかの判断も容易ではない。

4 部活動に対する認識

学校が地域文化の中心的存在であった時代には、部活動は学校体育や教科指導の延長線上に考えられていた。しかし、現在では、スポーツの職業化や生涯スポーツ振興、また、さまざまなカルチャーセンター、スポーツクラブ、トレーニングセンターができるなど文化的な活動やスポーツを楽しむ風潮の中で、学校においても趣味的な習い事と同様な感覚で部活動に参加する生徒が増加している。一方、専門的技術の向上を目指しより高い技術指導を望んで部に入る生徒も多く、部活動に対する考えや要望も多様化の傾向にある。

生徒の自主性や協調性の育成を目指し、集団活動の楽しさを実感させるのが部活動の大切な要素であるが、集団の決まりに従うより、自分の都合で活動ができることを求める生徒やまたそうした考えと行動を肯定する保護者が増えてきている。自分の好悪が許されるサークルや同好会、地域クラブのような緩やかな活動を選ぶ生徒も増大する傾向にある。

5 「学校週五日制」との関連

平成 14 年度から完全学校週五日制となった。学校週五日制は、学校、家庭、地域社会が一体となってそれぞれの教育機能を発揮する中で、子どもたちが自然体験や社会体験などを行う場や機会を増やし、豊かな心やたくましさを育てようとするものである。そのためには、土曜日、日曜日の子どもの活動が学校から家庭・地域に戻す必要があるというこの制度の趣旨を考えるならば、児童・生徒・青少年に活動の場を提供し、社会的育成を含む社会教育の充実を図る必要がある。

各地域への施設整備と共に、指導者の配置が必須であり、多目的型の活動センターなどや、指導者の「人材バンク」等の支援が求められる。

6 学校と部活動について、また社会教育との関連

これまでの我が国は、子どもを学校に全面的に預けるという意識が強く、学校が子どものあらゆる面についての指導と責任を引き受けてきた。従って、放課後の教科外指導である部活動も、教員が担当して当然のことと認識され進められてきた。

現在は、社会の少子・高齢化が進み、情報化による生徒・保護者の教育的需要の多様化のなかで、学校観も大きく変容している。今後、家庭と学校、さらには地域社会の役割分担を明確にすることにより、学校が本来果たすべき役割に重点をおいて指導するとともに、それに伴って、家庭や地域が指導・育成すべき分野を移し、家庭や地域社会の教育力に期待する教育政策が展開されていくと思われる。しかし、当面、地域による差は当然あるにしても全国的には、地域社会の中に、学校における部活動に代わって青少年の自主活動を保障出来る社会教育施設や系統的・人的指導体制が整備されている地域は多くはないと思われる。

中学校の部活動については、社会教育施策の充実と併せて、社会教育へ移行するべきであるとの主張がある。

教員の多忙を極める実態や学校経営上の問題を考えると、理念として理解はできるが、早期の完全なる社会教育への移行は社会教育政策に不十分な部分が多い現状では現実的とは言えない。理念と現実を踏まえた議論が必要とされる所以である。

高校の部活動については、各学校の教育目標に応じて進められているが、大学等への進学を中心とする学校、専門的教育を主とする学校、また、各学校の運営理念により一概には論じられない。しかし、文、即ち学習と、武、部活動や生徒会活動などの特別活動は高校生が自らを鍛え成長するために不可欠なものであり、社会にあって、他者と協調し協働して自己実現を図っていくための基盤となる資質を培うものである。こうした点から全員に部活動参加を推奨する高等学校は多い。

中学校・高校における部活動が教育課程上の位置づけはされていないにしても、生徒の自主活動の保障や生徒活動の活性化など学校教育に果たす教育効果が大きいのであるから、可能な範囲を社会教育に移行し、社会教育の中にも位置づけるとしても学校教育の中からもなくなってしまうのは子どもの発達にとって望ましくない。社会教育との連携を強めつつ、例えば、社会教育が施設や環境など物質的な整備を進め、学校教育が人的な支援、制度的な支持をすることなどが考えられる。

子どもの居場所として、依然として学校が最も適切な空間として求められ、子どもの生活が、家庭をのぞけば最も活動的に展開されるところが学校である。その学校で、部活動が果たしてきた役割を振り返り、現実の厳しい状況があるにしても、その継続と充実が我が国の子ども達の健全な発達に不可欠と信じる。

部・同好会所属生徒数(岩手県立盛岡第四高校の例)

運動部

部名	人数
硬式野球	67
柔道	16
体操	9
ハンドボール	42
剣道	21
バレーボール	64
登山	14
テニス	62
バドミントン	67
卓球	28
陸上競技	31
バスケットボール	76
サッカー	56
水泳	14
スキー	2
ソフトボール	20
小計	589

文化部

部名	人数
文芸	13
写真	13
美術	14
英語	23
演劇	2
吹奏楽	71
生物	8
地理学	0
物理	3
茶道	13
華道	21
書道	19
音楽	15
弦楽	52
化学	13
バトントワリング	35
囲碁・将棋	10
小計	325

同好会

同好会名	人数
J R C	5
小計	5

総合計	919
-----	-----